⑵　提出場所　上記４⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成21・22年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記６⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年12月20日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式４と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、平成23年１月12日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
６　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体及び共同企業体の代表者は1,200点以上、共同企業体の代表者以外の構成員は1,100点以上であること。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ））に基づく指名停止を受けていないこと。
オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成７年度以降に元請けとして、造成工事（100,000㎡以上）を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
イ　建設業法の土木一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　土木一式工事に係る主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は土木一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
７　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
８　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
９　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、「高知㉒演習場土木工事（その１）○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示の訂正

次のとおり訂正します。
平成 22 年 12 月 20 日
防衛省装備施設本部長　岡崎　　匠
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
１　掲載日
平成22年10月28日（号外政府調達第203号）
２　訂正内容
⑴　24ページ４段目４行目「http://www.epco.mod.go.jp/dfaa/news/kensetsu/oshirase.html」を「http://www.epco.mod.go.jp/dfaa/news/kensetsu/touroku/2324touroku.html」に訂正する。
⑵　25ページ１段目29行目「総合評定値通知書の写し」の次に「（ただし、平成23年９月１日以降に申請をする場合は、平成22年国土交通省告示第1175号により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）」を加える。
⑶　25ページ３段目７行目「１年７月前の日以後のもの。」の次に「（ただし、平成23年９月１日以降に申請をする場合は、平成22年国土交通省告示第1175号により改正された審査基準によるものに限る。）」を加える。
⑷　25ページ３段目９行目「含む者」の次に「及び平成23年８月31日までに申請をする場合で、各構成員の受けている経営事項審査が平成22年国土交通省告示第1175号により改正される以前又は以後のいずれかの審査基準によるもので統一されていない者」を加える。

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成22年国土交通省告示第1175号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成23・24年度を有効期間とする防衛省の所管の建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。
平成 22 年 12 月 20 日
防衛省装備施設本部長　岡崎　　匠
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
１　競争参加資格の再認定の申請ができる者
改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成23・24年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。